（大規模地震対策特別措置法施行令等の一部改正）

第十四条　次に掲げる政令の規定中「、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設」を削り、「介護医療院又は」を「介護医療院、」に改め、「福祉ホーム」の下に「又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する女性自立支援施設」を加える。

一　大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条第十四号

二　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第十四号

三　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第三条第十四号

（国勢調査令の一部改正）

第十五条　国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「又は婦人補導院」を削り、「、少年院」を「又は少年院」に改める。

（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正）

第十六条　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げる。

（臓器の移植に関する法律附則第十一条第一項の法律を定める政令の一部改正）

第十七条　臓器の移植に関する法律附則第十一条第一項の法律を定める政令（平成九年政令第三百十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六号から第五十四号までを次のように改める。

二十六　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）

二十七　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）

二十八　証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九号）

二十九　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）

三十　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）

三十一　裁判官の災害補償に関する法律（昭和三十五年法律第百号）

三十二　連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百十五号）

三十三　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）

三十四　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）

三十五　戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）

三十六　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）

三十七　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）

三十八　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）

三十九　公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）

四十　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

四十一　国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）

四十二　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）

四十三　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）

四十四　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

四十五　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）

四十六　独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百七十七号）

四十七　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）

四十八　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）

四十九　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）

五十　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）

五十一　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）

五十二　更生保護法（平成十九年法律第八十八号）

五十三　ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）

五十四　新型インフルエンザ等感染症による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）

第五十五号及び第五十六号を削り、第五十七号を第五十五号とし、第五十八号から第六十号までを二号ずつ繰り上げる。

（国際受刑者移送法施行令の一部改正）

第十八条　国際受刑者移送法施行令（平成十四年政令第三百四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の表更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の項中「並びに売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二十五条第四項」及び「並びに売春防止法第二十五条第四項」を削り、

第二	第五十条第一項第四号（売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。） 第五十一条第二項第五号（同法第二十六条第二項において準用する場合を含む。） 第五十条第一項第四号 第五十一条第二項第五号 少年法第五十八条第一項 国際受刑者移送法第二十二条
第三	第三十七条第四項 十三条 少年法第五十八条第一項 国際受刑者移送法第二十二条

を

第三	少年法第五十八条第一項 国際受刑者移送法第二十二条

に改める。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正）

第十九条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の項及び婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）の項を削る。